

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙「みらい」
NO. 4492
24年10月25日(金)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

24年度 年末始繁忙要求書提出

おはようございます。
17日、長崎県は1医療機関あたりの患者数が流行開始の目安としている1人を上回ったことから、インフルエンザの流行期に入ったと発表しました。

また、発熱や長引くせきといった症状が特徴の「マイコプラズマ肺炎」は依然として多い状況が続いています。
県は、手洗いやマスクの着用、それにうがいなど基本的な感染対策を徹底するよう呼びかけています。

昨日、郵政ユニオン長中局支部は局に「2024年度年末始繁忙要求書」を提出、交渉を開始しました。

今年度は、10月1日からの料金改定の影響で郵便物、特に年賀はがきの減少が見込まれ、年末

始繁忙（以下年繁）の業務運行は例年ほどひっ迫することはないと予想されます。しかしゆうパケットは昨年10月からのヤマト運輸との協業に伴い増加しています。当初の予定より移行が遅れているとはいえず、ゆうパケットへの切り替え分も含めると協業開始前より3割ほど増加しており、土曜日・日曜日を中心に業務への影響が出ています。
郵政ユニオンは、年繁の業務運行を確保し良質なサービスを公平に提供するのために、必要な要員の確保、労働安全の徹底などが必要であり、業務に携わる社員の労働環境の向上が不可欠であると考へ、年末始繁忙要求書を提出しました。



今後は局から24年度年繁対策の説明を受け、年賀はがきやゆうパケット・ゆうパックの取扱数を基にした要員計画などを精査し、不備の無いよ

うに対策を求めていきま
す。
皆さん、昨年の年繁を
思い出してください。問
題は多くあったと思い
ます。支部に伝えてくれ
ば交渉し改善を求めま



支部が改善を求めた項
目を紹介しします。

○「例年 年賀配達を担
当する集配営業部の社員
は7時出勤だが、担当す
る社員の勤務開始は8時
とすること」と要求して
います。午前中に配達を
終えるという縛りもなく
年賀はがきの減少も見込
まれるため、7時出勤に
拘ることはないと思えま
す。

○「日勤者で3時間以
上の超勤をした際、連続
6時間以上勤務について
いる社員もいた。長中局
における休憩・休息につ
いての考え方を明らかに
すること」と求めています。

3年前から超勤時に取
得していた15分の休憩

時間が無くなり、超勤時
は長時間の連続労働とな
っています。繁忙期は3
時間超勤の発令も行われ
るため、昼休み終了後の
13時45分から6時間
を超える連続労働も起こ
ります。連続労働は疲労
や集中力の低下により事
故誘発にもつながります。

局には連続労働を避け
る意味からも、2時間以
上の超勤発令を行う場合
には定時の勤務終了時間
後に特例休息（超勤中に
2時間超勤で10分、3
時間超勤で20分の休息
を取得することが可能）
を取得させ、リフレッシュ
した形で作業再開とな
るよう求めます。

○「郵便窓口などで撮
影される場合があつてお
り社員の精神的負担とな
っている。社員を守るた
めの具体的な対策を講じ
ること」と要求しました。

日本郵政グループは、
カスタマーハラスメント
を「お客さま等による妥
当性を欠いた要求や、社
会通念上不当な言動
（暴言、暴行、脅迫等）
により、役員・社員の就
業環境を害されること」と
定義しています。

社員自身を守るために
作成した、「日本郵政グル
ープのカスタマーハラ
スメントに関する考え方」
では

- (1) 要求の内容が妥当性を欠く場合
- (2) 要求を実現するための手段・態様が社会通念上、不当な言動
- (3) お客さまによるその他の迷惑行為・ハラスメント行為



挙げています。

この中の「許可のない社員や施設の撮影やSNSやインターネット上で誹謗中傷」に関して、郵便窓口や集配中の社員が被害にあうケースも報告されています。

郵便窓口ではカスタハラに関する強い警告文の掲示や管理者による都度の注意・警告などで防ぐことができると考えます。社員を守るため、実行力のある対策を求めます。



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を全員の正社員化を。ゆげが、均等待遇、なげんご差別。ユニオンは労基法裁判に勝利を収めた。